

打出芦屋財産区資産運用について

土地開発公社貸付金	70,000,000円
<u>H24 歳計余剰金</u>	<u>21,000,000円</u>
計	91,000,000円

近畿産業信用組合へ預入

(芦屋市が近畿産業信用組合から借り入れている範囲において運用)

預入期間 平成25年7月3日から平成26年6月30日

大口定期預金 年利 0.185%

$$91,000,000円 \times 0.00185 \\ \times 362/365 \div \underline{\underline{166,966円}}$$

(会計が管理する他の運用資金と合わせるため、満期日を6月末に設定しました。)

○芦屋市／打出／芦屋／共有山入山規則

平成25年3月29日
規則第8号

芦屋市／打出／芦屋／共有山入山取締規則(昭和15年芦屋市規則第3号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、芦屋市／打出／芦屋／財産区の山林(以下「共有山」という。)への入山に関し必要な事項を定めるものとする。

(禁止事項)

第2条 共有山に入山する者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 火災発生のおそれのある行為をすること。
- (2) 山林保護等のために設置する標識を移転させること。
- (3) 立竹若しくは立木を伐採し、若しくは損傷し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更すること。
- (4) 立竹及び立木の植栽地に立ち入ること。

(行為の許可)

第3条 治山工事、立木竹の保護その他の理由により、前条第2号から第4号までに掲げる行為を行おうとする者は、市長に申請し、許可を得なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、許可の可否を決定し、許可したときは、許可書を交付するものとする。
- 3 市長は、前項の許可に当たっては、芦屋市附属機関の設置に関する条例(平成18年芦屋市条例第5号)第2条の表に規定する芦屋市／打出／芦屋／財産区共有財産管理委員会(以下「管理委員会」という。)の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由により承認を得る時間的余裕がないときは、管理委員会委員長の意見を聴いた上、許可の可否を決定することができるものとする。
- 4 市長は、前項ただし書の規定により第2項の許可をしたときは、当該許可後に開かれる管理委員会において、その旨報告するものとする。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、管理委員会の意見を聴き、別に市長が定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。